

生活保護の通院移送費（交通費）の改定の撤回を求める意見書

厚生労働省は4月1日、生活保護の通院移送費（交通費）の打ち切り・制限強化を強行した。

北海道滝川市における暴力団による通院移送費の「不正受給」という特殊な詐欺事件を理由にしているが、約2億4,000万円にも及ぶ移送費の「不正受給」を許してきた行政の側にこそ問題がある。これによって、制度に基づいて適正に受給してきた方々の通院費の制度が制限されることがあってはならない。

今回の改定では、(1)移送費の一般的給付を国民健康保険と同等の扱いにし、災害現場からの緊急輸送、離島から医療機関への搬送などの緊急の場合に限定し、(2)例外的に支給するのは、身体障がい者などで電車・バスの利用が著しく困難な場合などとし、通院等を行う医療機関は、原則として福祉事務所管内としている。

この改定によって、ほとんどの人が支給されないことになり、通院の交通費が出なくなる。移送費支給の対象医療機関を福祉事務所管内に限定することで、生活保護世帯の受診抑制につながる。医師の判断で治療上必要なことから、管外の医療機関に通院している人が多くいる。生活保護世帯の医療を受ける権利を奪うことになり、生命の危険さえ起こりかねない。

生活保護法では、「健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長」（第1条）、「年齢や性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要を考慮して」保護する必要即応の原則（第9条）を決めており、憲法や生活保護法に反するものである。

この間、制度の改定を知った多くの人たちが「打ち切りはしないでほしい」と声を上げている。また、関東の3都県4政令市の保護課長から「自治体の意見を聞くこと、慎重な検討と経過期間を設ける」ことを厚労省保護課長に要請するなど、多くの自治体の現場からも要望が寄せられている。

通院移送費の給付は、治療のため通院が必要な方にとって必要不可欠な費用であり、社会的にも認められる当然の権利である。生活保護受給者の命と健康を守るために適正に給付されるべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、生活保護の通院移送費（交通費）の打ち切り・制限強化をやめ、必要な通院移送費が適切に給付されるよう保障することを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月25日

三鷹市議会議長 石井良司